

令和元年10月4日  
総務部職員課

江東区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について（概要）

項目	条例	内 容
改正の趣旨		旅行雑費を廃止することに伴い、条例の一部を改正する。
旅費の種類及び近接地内旅費	第6条、第15条	旅費の種類及び近接地内旅費について定める条文から旅行雑費に係る規定を削る。
附則		令和2年4月1日から施行する。 なお、附則において経過措置を定める。

江東区職員の旅費に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、<u>旅行雑費</u>、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、渡航手数料及び死亡手当とする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 <u>旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>8～15</u> (略)</p> <p>第7条～第14条 (略)</p> <p>(近接地内旅費)</p> <p>第15条 近接地内の旅行の旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 引き続き5時間以上の旅行で、在勤庁から1キロメートルを超える場合には、200円を超えない額の範囲内で任命権者が人事委員会と協議して定める額の旅行雑費</u></p> <p>(3)・<u>(4)</u> (略)</p> <p>第16条～第30条 (略)</p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p>第30条の2 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</p> <p>(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費</p> <p>ア 退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から、退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの<u>前職務相当の旅費</u></p> <p>イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、渡航手数料及び死亡手当とする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>7～14</u> (略)</p> <p>第7条～第14条 (略)</p> <p>(近接地内旅費)</p> <p>第15条 近接地内の旅行の旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(2)</u>・<u>(3)</u> (略)</p> <p>第16条～第30条 (略)</p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p>第30条の2 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</p> <p>(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費</p> <p>ア 退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から、退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの旅費</p> <p>イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出</p>

発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) (略)

(遺族の旅費)

第30条の3 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2・3 (略)

第31条～第39条 (略)

(退職者等の外国旅費)

第39条の2 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費

ア 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの退職等を知った日にいた地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。

イ 出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費 (支度料を除く。)

2・3 (略)

第40条～第42条 (略)

発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの旅費

(2) (略)

(遺族の旅費)

第30条の3 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費

2・3 (略)

第31条～第39条 (略)

(退職者等の外国旅費)

第39条の2 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費

ア 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの退職等を知った日にいた地の存する地域の区分に応じた日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。

イ 出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの旅費 (支度料を除く。)

2・3 (略)

第40条～第42条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の江東区職員の旅費に関する条例第6条及び第15条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。